

法人役員等報酬規程

社会福祉法人恵泉福祉会

目 的

第1条 この規程は社会福祉法人恵泉福祉会で理事会・評議員会として法人の運営のために各会議に参加した者に対して報酬金を支払うこととします。

この規程を導入することで法人の傘下に属する拠点経営が組織としてのガバナンスを強め、事業運営の透明性の向上に努力します。更に財務規律を重んじ、地域福祉ニーズの掘り起しにより、地域社会に仕えていく働きを以って地域福祉に寄与し地域住民との連携と連帯を一層活発化させることを目指します。

恵泉福祉会の福祉事業を通して社会貢献度を高め、法人事業の恒久的な運営を継続することを目的としてこの規程を運用します。

適用基準

第2条 社会福祉法人恵泉福祉会の役員（役員とは以下の者を言う。理事・監事）及び評議員で各会議に参加した者、又は非常勤として勤務又は、その役割を誠実に勤め法人の運営に協力することをもって運営基準とします。

運 用

第3条 理事会、評議員会に参加した者は報酬金を支払うこととします。

- (1) 報酬金は理事会、評議員会やその他の会議に出席した都度支払います。
- (2) 報酬金の内容については別表1で定めるものとします。
- (3) この制度は法人会計（施設繰入金を含む）の運用内容によって金額を変更することができます。

規 程 変 更 等

第4条 この規程を変更しようとするときは、評議員会の議決を得なければなりません。

附 則

この規程は、2008年2月7日から施行します。

この規程の変更は2017年4月1日から施行します。

別表 1

① 報酬金	金 額	備 考
1回出席	10,000円	交通費は実費支弁とします。